



# 釧路あすなろクラブ会報

2014年10月号

## 平成26年度年間テーマ『中小企業の振興』

### ■平成26年10月 例会報告 【執行部担当例会】

題 目	管外宿泊研修『弟子屈町の観光地視察』		
開催日時	平成26年10月18日(土曜日)～20日(日曜日) 14時30分～		
視察場所	摩周湖・硫黄山・大鵬記念館		
出席者	第一部会 5名	第二部会 6名	第三部会 4名 第四部会 3名
	合計出席者数 18名 (全43名)		出席率 41.8%



### ◆◆◆◆◆例会報告◆◆◆◆◆

#### ■会長挨拶■

みなさんお晩です。平成26年のあすなろクラブの例会もあと3回を残すこととなりました。10月例会は毎年実施しています一泊例会で、今年もたくさんの会員にご参加いただきありがとうございました。昨年に続き2年目の川湯温泉ということになりますが、釧路から距離的に比較的近く、この川湯温泉は泉質が大変良くみなさんにとって日頃の仕事の疲れが解消できる場所と思いここを選択しました。これから宴を開きますがお酒、ワイン、焼酎を十分に用意しましたのでゆっくり召しあがってください。又、食事の後にはみなさんに楽しんでいただけますようにと執行部が考えたあすなろクラブ会員の相互親睦を深めるゲームを用意いたしましたので楽しんでください。以上で会長挨拶といたします。

#### ■例会内容■

今月の例会は、管外研修で弟子屈町の観光地で摩周湖・硫黄山・大鵬記念館の3か所を視察しました。晴天に恵まれ、摩周湖では摩周湖もその周辺も一切の霧もなく、展望台からの眺めは素晴らしい絶景でした。摩周湖から移動し途中、紅葉のトンネルをくぐり硫黄山に向かいました。硫黄山で集合写真を撮り、中腹まで登り人工物と見間違えるような鮮やかな黄色の硫黄を見ました(2ページ目中央の写真)。最後に大鵬記念館に移動し大鵬が実際に使用した化粧廻しや優勝トロフィーなどのゆかりの資料や、名勝負・名場面など栄光の記録と生い立ちから最晩年に至るまでの歩みを綴ったドキュメンタリー映像を観てから川湯観光ホテルに移動しました。温泉で日頃の疲れを癒し、夕食の懇親会では福田副会長の乾杯の音頭で宴会が始まり、美味しい料理とゲーム大会・ビンゴ抽選会で楽しい時間を過ごし翌日、帰路につきました。

★ 関川会員よりワインの差し入れを頂きました。







# 釧路あすなるクラブ

## 11月臨時総会のご案内

10月は執行部担当例会で、管外宿泊研修でした。  
天候にも恵まれ素晴らしい景色を観て川湯温泉で日頃の疲れを癒し、美味しい料理と余興で楽しい時間を過ごし、親睦を深めました。

11月は臨時総会を開催し、執行部から会則改正案を提案いたします。

- 例会内容■ 『臨時総会』 会則改正の提案
- 開催場所■ 釧路キャッスルホテル 1階
- 日 時■ 平成26年11月18日(火曜日)
- 食事 午後6時00分～  
臨時総会 午後6時30分～
- 出欠連絡■ 締め切り 11月10日(月) 必着

★出欠の有無に○を付け、各部会長さんへFAXお願いいたします。

氏名

11月臨時総会 出席 ・ 欠席

(欠席の場合は下記委任状にご記入いただき、  
坂本事務局長までFAX0154-36-8731 お願いいたします)

食事 有 ・ 無

### 委任状

私は臨時総会を欠席いたしますので、臨時総会における議決権を議長に委任いたします。

名前： 印

#### ■各部会長のFAX番号■

一部会 河村浩道 55-5110      二部会 寺澤一春 52-3986  
三部会 清水尚也 64-1960      四部会 吉田良幸 42-2021

会報のメール配信をしております。メール配信をご希望される方メール配信をいたしますので事務局次長 前田 までメールをください。皆様のご協力よろしくお願い致します  
前田メールアドレス【[maeda-bisyoun@coral.plala.or.jp](mailto:maeda-bisyoun@coral.plala.or.jp)】 携帯 090-9087-9704

# 釧路あすなろクラブ 会則改正提案

## ☆執行部提案 一会則改正の部— 平成26年11月例会

\*\*\*旧会則\*\*\*

第12条 役員の選任は次の通りとする。

1. 会長と監事は選考委員会によって選考し総会に報告し選任する。
2. 選考委員会は各部会より1名を選出し、その委員会で委員長を選出する。事務局長は選考委員会の報告をもって8月末日までに選考委員会を開催するが、事務局長は選考委員会に構成されないものとする。  
(平成26年度1月総会にて承認済)
3. 副会長、事務局長、事務局次長は会長が指名する。
4. 部会長、副部会長は、部会員の互選とする。
5. 役員の任期は1ヵ年とし、再任を妨げない。  
役員欠員により選任された新役員の任期は前任者の残任期間とする。  
(平成26年11月、今臨時総会にて審議事項条文)
6. 役員(部会長を含む)の任期は総会から総会までとするが新年度の定期総会が開催される以前に発生した事業(慶弔等)に対しては、前執行部が職務を遂行しその際、発生した経費等は新執行部に移管する。

\*\*\*新会則\*\*\* 提案条文のみ

第12条 役員の選任は次の通りとする。

新提案 第12条 5の変更案

5. 会長の任期は1ヵ年とし、再任を妨げないが、選考委員会は現会長の再任の意思を確認し、それを受けて選考委員会は本条第2項に準じ、現会長の再任及び各部会より推薦のあった会長候補者を協議し、会長を選任する。
7. 役員欠員により選任された新役員の任期は前任者の残任期間とする。  
(旧12条の5に付帯されていた条文の一部を新項目として独立させたい)

17.平成26年1月18日 第12条 一部改正

18.平成26年〇月〇日 第12条 一部改正